



国民年金保険料

免除と未納はどう違う？

国民年金は20歳から加入し、60歳までの40年間、保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の納付を免除する制度があります。

全額免除制度

1. 保険料(月額：13,300円)が全額免除されます。

2. 免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は全額を納めた場合の3分の1の計算になります。

半額免除制度

1. 保険料の半額(月額：6,650円)が免除され、半額(月額：6,650円)を納めます。

2. 半額免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は全額を納めた場合の3分の2の計算になります。

半額免除を承認されても、半額の保険料を納めない場合は未納期間となります。

免除と未納はこんなに違う！

免 除		未 納
年金を受けるための資格期間になります。	年金を受け取るための資格期間は？	年金を受けるための資格期間に入りません。
納めたときの3分の1(半額免除の場合は、3分の2)が受けられます。	受け取る年金額は？	年金額には反映されません。
10年前の分までさかのぼって納められます。	後から保険料は納められるの？	2年過ぎると納められません。

申請の手続きは役場国民年金担当窓口で

持参するもの... 年金手帳 印鑑(本人が署名する場合は不要) 失業などの場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど。

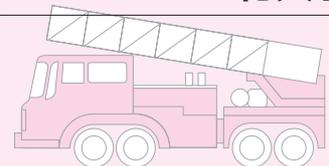
承認期間は

7月(または、申請した月の前月)から翌年6月までになりますので、7月から免除を希望する場合は、8月末までに申請してください。

なお、6月まで承認を受けているかたで引き続き7月から免除を希望する場合は、8月末までに申請が必要になります。 保険料の免除の申請を受けるためには、毎年申請が必要です。

消防署

夏のよき思い出「花火」



使用上の注意をよく読み守りましょう。
水を入れたバケツを用意しましょう。
必ず大人が付き添いましょう。
途中で火が消えたと思っても絶対、筒の中をのぞかない。
人や家に向けたり、燃えやすい物のそばではしない。火事の原因となる場

夏の夜の風物詩として欠かせない花火。様々に変化する炎と光のファンタジーも原料は火薬です。間違った使い方による事故は避けたいものです。
そこで、家庭で花火を安全に楽しむために次のことに注意しましょう。

最後に、我々にとっても大事なことは、まだ記憶に新しい兵庫県明石市で起きた花火大会での将棋倒し事故。見物客一〇人が亡くなり、一〇〇人以上の負傷者がまじりました。防ぐためには、適切な判断、ゆとりの心が大切です。
以上のことに気を付け、この夏のよき思い出となるよう、花火を楽しんでください。

合があります。また、衣服に火の粉が飛び、大事故になった例もあります。

